

周南市まち・ひと・しごと創生総合戦略〔令和元年度改訂版〕 新旧対照表

頁	新	旧	備考	
7	第Ⅰ章 はじめに 1 策定にあたって 1～5 （略） 6 総合戦略の計画期間 平成 27（2015）年度から令和 2（2020）年度までの 6 年間とします。ただし、計画期間中に第 2 期総合戦略を策定した際は、第 2 期総合戦略の始期の前日までとします。 （略） 第Ⅱ～Ⅲ章 （略）	第Ⅰ章 はじめに 1 策定にあたって 1～5 （略） 6 総合戦略の計画期間 平成 27（2015）年度から平成 31（2019）年度までの 5 年間とします。 （略） 第Ⅱ～Ⅲ章 （略）	修正	計画期間を第 2 期総合戦略の策定まで延長

※計画期間の延長に伴い、付属文書であるアクションプランの具体的な取組み期間も延長します。